

## 報告第 7 号

### 専決処分の報告について

町の瑕疵による自動車破損に係る損害賠償の額を決定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和 4 年 1 2 月 1 日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

## 専決第12号

### 自動車破損に係る損害賠償の額の決定について

町道において発生した自動車破損に係る損害賠償の額を決定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及びおいらせ町長の専決処分できる軽易な事項の指定について（平成18年9月11日おいらせ町議会議決）第1号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年9月21日 専決

おいらせ町長 成 田 隆

### 処分理由

令和4年9月2日に発生した、町道瑕疵による自動車破損に係る損害賠償について、賠償額が確定したため、地方自治法第180条第1項及びおいらせ町長の専決処分できる軽易な事項の指定について第1号の規定により専決処分するものである。

別 紙

1 相手方

(所有者) 三沢市在住者 (乙)

2 事故の概要

令和4年9月2日、午後5時59分頃、おいらせ町鶉久保地内の町道において、おいらせ町(甲)が管理する道路に生じた穴に乙運転の車両が落ち、左前タイヤが破損したもの。

3 損害賠償額

4, 250円

内訳 車両損害に対する賠償の金額 4, 250円

4 示談の内容

甲は乙に対し、本件事故に関する一切の損害賠償金として4, 250円を乙指定口座に支払う。なお、本件示談のほか、甲乙間には一切の債権債務関係がないことを確認する。

5 町の過失割合

50パーセント

## 承認第 8 号

### 専決処分の承認を求めることについて

令和4年度おいらせ町一般会計補正予算（第3号）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 4 年 1 2 月 1 日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

## 専決第 1 1 号

令和 4 年度おいらせ町一般会計補正予算（第 3 号）について

令和 4 年度おいらせ町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 2, 5 5 3 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 1, 2 8 4, 0 6 5 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 4 年 9 月 2 0 日 専決

おいらせ町長 成 田 隆

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
19 繰入金		416,516	22,553	439,069
	2 基金繰入金	405,678	22,553	428,231
歳入	合計	11,261,512	22,553	11,284,065

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
11 災害復旧費		10	12,553	12,563
	1 公共土木施設災害復旧費	10	9,000	9,010
	2 農林水産業施設災害復旧費	0	3,553	3,553
13 予備費		30,000	10,000	40,000
	1 予備費	30,000	10,000	40,000
歳 出	合 計	11,261,512	22,553	11,284,065

## 承認第 9 号

### 専決処分の承認を求めることについて

令和4年度おいらせ町一般会計補正予算（第4号）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 4 年 1 2 月 1 日 提出

おいらせ町長 成 田 隆



## 専決第13号

令和4年度おいらせ町一般会計補正予算（第4号）について

令和4年度おいらせ町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ127,573千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11,411,638千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和4年10月31日 専決

おいらせ町長 成 田 隆

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		1,870,826	127,573	1,998,399
	2 国庫補助金	449,590	127,573	577,163
歳入	合計	11,284,065	127,573	11,411,638

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		3,964,032	127,573	4,091,605
	1 社会福祉費	1,767,998	127,573	1,895,571
歳 出	合 計	11,284,065	127,573	11,411,638

## 議案第68号

おいらせ町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

下記の者をおいらせ町教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

### 記

任命する者の住所、氏名、生年月日

氏 名      み むら のぶ こ  
                 三 村 伸 子

令和4年12月1日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

### 提案理由

おいらせ町教育委員会委員に三村伸子氏を任命するため、提案するものである。

議案第 6 8 号参考資料

## 議案第69号

おいらせ町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

下記の者をおいらせ町教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

### 記

任命する者の住所、氏名、生年月日

氏	名	よし	だ	みつる
		吉	田	満

令和4年12月1日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

### 提案理由

おいらせ町教育委員会委員に吉田満氏を任命するため、提案するものである。

議案第 6 9 号参考資料





## 議案第70号

地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のとおり定める。

令和4年12月1日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

### 提案理由

地方公務員の定年引上げを目的とした地方公務員法（昭和25年法律第261号）の一部改正に伴い、町関係条例について所要の整理を行うため提案するものである。

地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例  
(おいらせ町職員定数条例等の一部改正)

第1条 次に掲げる条例の規定中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

(1) おいらせ町職員定数条例（平成18年おいらせ町条例第25号）  
第1条第6号

(2) おいらせ町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成18年おいらせ町条例第26号）第3条

(おいらせ町職員の再任用に関する条例の廃止)

第2条 おいらせ町職員の再任用に関する条例（平成18年おいらせ町条例第30号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

## 議案第 7 1 号

おいらせ町職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例について

おいらせ町職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 4 年 1 2 月 1 日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

### 提案理由

国家公務員の定年引上げに係る国家公務員法（昭和 2 2 年法律第 1 2 0 号）等の一部改正に準じ、町職員の定年引上げに関し必要な事項を定めるため、提案するものである。

おいらせ町職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例  
(おいらせ町職員の定年等に関する条例の一部改正)

第1条 おいらせ町職員の定年等に関する条例（平成18年おいらせ町条例第29号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3」を「。以下「法」という。）第22条の4第1項、第28条の2（第3項を除く。）、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで、第28条の7及び附則第21項から第23項まで」に改める。

第3条中「60年」を「65年」に改め、同条ただし書中「医師」を「職員」に、「65年」を「70年」に改める。

第4条第1項中「の各号のいずれかに該当する」を「に掲げる事由がある」に、「その職員に」を「同条の規定にかかわらず、当該職員に」に、「その職員を当該」を「当該職員を当該定年退職日において従事している」に、「引き続いて」を「、引き続き」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（同条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）（同条第1項から第4項までの規定により延長された期間を含む。）を延長した職員であって、定年退職日において管理監督職（第6条に規定する職をいう。以下同じ。）を占めている職員については、第9条第1項又は第2項の規定により当該定年退職日まで当該異動期間を延長した場合であって、引き続き勤務させることについて町長の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

第4条第1項各号を次のように改める。

- (1) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の退職により公務の運営に

著しい支障が生ずること。

- (2) 当該職務が高度の知識、技能若しくは経験を必要とするものであるため、又は当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の退職により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

第4条第2項中「前項の事由」を「前項各号に掲げる事由」に、「存する」を「ある」に、「1年」を「これらの期限の翌日から起算して1年」に改め、同項ただし書中「その」を「当該」に、「の翌日」を「(同項ただし書に規定する職員にあっては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日)の翌日」に改め、同条第3項中「引き続いて」を「引き続き」に、「当該」を「あらかじめ当該」に改め、同条第4項中「任命権者は」の次に「、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について」を加え、「第1項の事由が存しなくなった」を「第1項各号に掲げる事由がなくなった」に、「期日を定めてその期限を繰り上げて退職させることができる」を「当該期限を繰り上げるものとする」に改め、同条第5項を削る。

本則に次の6条を加える。

(管理監督職勤務上限年齢による降任等の対象となる職)

第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、次に掲げる職(第3条ただし書に規定する職員を除く。)とする。

- (1) おいらせ町一般職の職員の給与に関する条例第11条第1項に規定する職
- (2) 前号に掲げる職のほか、当該職に相当する職として規則で定める職

(管理監督職勤務上限年齢)

第7条 法第28条の2第1項の管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。

(管理監督職以外の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準)

第8条 任命権者は、法第28条の2第1項本文の規定による管理監督職以外の職への降任又は転任（以下この項において「降任等」という。）（以下「管理監督職以外の職への降任等」という。）を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

- (1) 当該職員の人事評価の結果、勤務の状況、職務経験等に基づき、降任等をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力（次条第3項において「標準職務遂行能力」という。）及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等を行うこと。
- (2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。
- (3) 当該職員の管理監督職以外の職への降任等をする際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下この号において「上位職職員」という。）の管理監督職以外の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。

(管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例)

第9条 任命権者は、管理監督職以外の職への降任等をすべき管理監

督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この条において同じ。）の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

(1) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の管理監督職以外の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。

(2) 当該職務が高度の知識、技能若しくは経験を必要とするものであるため、又は当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の管理監督職以外の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、町長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができ

る場合を除き、管理監督職以外の職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であって、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。）に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。）の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の管理監督職以外の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

- 4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき（第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。）、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間（前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、町長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。



5 任命権者は、前各項の規定による異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）の延長及び当該延長に係る職員の降任又は転任をする場合には、あらかじめ当該職員の同意を得なければならない。

6 任命権者は、第1項から第4項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された職員について、延長された当該異動期間の末日が到来する前に当該延長の事由がなくなつたと認めるときは、管理監督職以外の職への降任等をするものとする。

（定年前再任用短時間勤務職員の任用）

第10条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条において「年齢60年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条において同じ。）に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この限りではない。

（委任）

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則に次の2項を加える。

(定年に関する経過措置)

- 3 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条本文中「65年」とあるのはそれぞれ同表の中欄に掲げる字句と、同条ただし書中「70年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年	66年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年	67年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年	68年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年	69年

(年齢60年に達する職員等に対する情報の提供及び勤務の意思の確認)

- 4 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員、第3条ただし書に規定する職員を除く。以下この項において同じ。）が年齢60年に達する日の属する年度の前年度（当該前年度に職員でなかった者で、当該前年度の末日後に採用された職員にあっては、当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間）において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

(おいらせ町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

- 第2条 おいらせ町一般職の職員の給与に関する条例（平成18年おいらせ町条例第43号）の一部を次のように改正する。

第5条第5項及び第7項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第11項を次のように改める。

- 11 法第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職

員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、第2項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、おいらせ町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成18年おいらせ町条例第34号。以下「勤務時間条例」という。）第2条第2項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第6条第1項を削り、同条第2項を同条とする。

第14条第1項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第15条第2項第1号中「その者」を「当該職員」に改め、同項第2号及び第3号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項第4号及び同条第3項第1号中「その者」を「当該職員」に改める。

第19条第2項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第4項中「(第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」を削る。

第26条第2項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第3項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第29条第2項中「その者」を「当該任命権者」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第35条第1項中「第12条」を「第5条第3項から第10項まで、第12条」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則中第14項を第13項とし、第15項から第17項までを1項ずつ繰り上げ、附則に次の8項を加える。

17 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（以下「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第5条第2項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第3項、第4項、第6項及び第7項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

18 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員

(2) おいらせ町職員の定年等に関する条例（平成18年おいらせ町条例第29号。以下「定年等条例」という。）第3条ただし書に規定する職員

(3) 定年等条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員（定年等条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）

(4) 定年等条例第9条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する異動期間（同項又は同条第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された定年等条例第6条に規定する職を占める職員

19 定年等条例第8条に規定する管理監督職以外の職への降任等をされた職員であって、当該管理監督職以外の職への降任等をされた日（以下「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第17項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り

捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(規則で定める職員を除く。)には、当分の間、特定日以後、附則第17項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

20 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第5条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第5条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

21 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(附則第17項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第19項に規定する職員を除く。)であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、附則第19項及び第20項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

22 附則第19項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第17項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、附則第19項から前項までの規定に準じて算出した額を給料として支給する。

23 附則第19項又は前2項の規定による給料を支給される職員に対する第26条第5項(第29条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、第26条第5項中「給料月額」と

あるのは、「給料月額と附則第 19 項、第 21 項又は第 22 項の規定による給料の額との合計額」とする。

24 附則第 17 項から前項までに定めるもののほか、附則第 17 項の規定による給料月額、附則第 19 項の規定による給料その他附則第 17 項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第 1 再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前 再任用		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
短時間 勤務職 員		円 187,700	円 215,200	円 255,200	円 274,600	円 289,700	円 315,100

別表第 2 再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前 再任用		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
短時間 勤務職 員		円 296,200	円 338,600	円 393,000	円 466,000

別表第 3 再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前 再任用		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
------------	--	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------

短時間 勤務職 員		円 188,700	円 215,300	円 243,500	円 256,900	円 282,100
-----------------	--	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------

別表第4再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額 円 235,100	基 準 給料月額 円 255,400	基 準 給料月額 円 262,600	基 準 給料月額 円 272,800	基 準 給料月額 円 289,100
-------------------------------	--	-----------------------------	-----------------------------	-----------------------------	-----------------------------	-----------------------------

別表第5再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額 円 225,200	基 準 給料月額 円 271,100	基 準 給料月額 円 324,400	基 準 給料月額 円 405,200
-------------------------------	--	-----------------------------	-----------------------------	-----------------------------	-----------------------------

(おいらせ町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第3条 おいらせ町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成18年おいらせ町条例第34号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「第28条の5第1項の規定により採用された職員」を「第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第3条第1項ただし書及び第2項ただし書、第4条第2項、第12条第1項第1号並びに第19条中「再任用短時間勤務職員」を「定年

前再任用短時間勤務職員」に改める。

(おいらせ町職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第4条 おいらせ町職員の育児休業等に関する条例（平成18年おいらせ町条例第35号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「引き続いて」を「引き続き」に改め、同条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) おいらせ町職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された同条例第6条に規定する職を占める職員  
第9条中「次に」を「第2条第1号から第3号までに」に改め、同条各号を削る。

第14条の表第3条第1項ただし書、第3条第2項ただし書、第4条第2項及び第12条第1項第1号の項中「、第3条第2項ただし書」を「及び第2項ただし書」に、「及び第12条」を「並びに第12条」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第15条の表第5条第11項の項中「とする」を「おいらせ町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成18年おいらせ町条例第34号。以下「勤務時間条例」という。）」に、「に、算出率を乗じて得た額とする」を「勤務時間条例」に改め、同表第15条第2項第2号の項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表第19条第4項の項を削る。

第19条第2号中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第20条第1項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。



附則に次の２項を加える。

(給与条例附則第１７項の規定が適用される育児短時間勤務職員等に関する読替え)

３ 育児短時間勤務をしている職員に対する給与条例附則第１７項の規定の適用については、同項中「) とする」とあるのは、「) に、おいらせ町職員の育児休業等に関する条例（平成１８年おいらせ町条例第３５号）第１４条の規定により読み替えられた勤務時間条例第２条第１項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

４ 育児休業法第１７条の規定による短時間勤務をしている職員が給与条例附則第１７項の規定の適用を受ける場合における第１８条の規定の適用については、同条中「第１４条及び第１５条」とあるのは、「第１４条、第１５条及び附則第３項」とする。

(おいらせ町職員の分限に関する条例の一部改正)

第５条 おいらせ町職員の分限に関する条例（平成１８年おいらせ町条例第２７号）の一部を次のように改正する。

第３条第２項中「次の各号に掲げる場合」を「、法第２８条の２第１項本文の規定による管理監督職以外の職への転任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合のほか、次の各号」に、「ときは」を「場合は」に改める。

附則に次の２項を加える。

４ 第３条第１項及び第６条第２項の規定の適用については、当分の間、第３条第１項中「とする」とあるのは「並びにおいらせ町一般職の職員の給与に関する条例（平成１８年おいらせ町条例第４３号）附則第１７項の規定による職員の給料月額改定とする」と、第６条第２項中「条例」とあるのは「おいらせ町一般職の職員の給与に

関する条例」とする。

- 5 第4条第2項の規定は、おいらせ町一般職の職員の給与に関する条例附則第17項の規定による職員の給料月額の変動については、適用しない。この場合において、この規定の適用を受ける職員には、規則で定めるところにより、この規定の適用により給料月額又は給料の額が異動することとなった旨の通知を行うものとする。

(おいらせ町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

- 第6条 おいらせ町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（平成18年おいらせ町条例第31号）の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

(減給の効果)

- 第3条 減給は、1日以上6月以下の期間、その発令の日に受ける給料の月額（報酬にあつては、月額に相当する額。以下この条において同じ。）の10分の1以下に相当する額を減ずるものとする。この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の月額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(改正法附則第2条第3項の条例で定める年齢)

- 2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「改正法」という。）附則第2条第3項の条例で定める年齢は、年齢60年とする。

(定年による退職の特例に関する経過措置)

- 3 任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に第1条の規定による改正前のおいらせ町職員の定年等に関する条例（以下「旧定年等条例」という。）第4条第1項又は第2項の規定により勤

務することとされ、かつ、旧定年等条例勤務延長期限（同条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。）が施行日以後に到来する職員（以下この項において「旧定年等条例勤務延長職員」という。）について、旧定年等条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、第1条の規定による改正後のおいらせ町職員の定年等に関する条例（以下「新定年等条例」という。）第4条第1項各号に掲げる事由があると認めるときは、町長の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧定年等条例勤務延長職員に係るおいらせ町職員の定年等に関する条例第2条に規定する定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

- 4 任命権者は、基準日（施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新定年等条例定年（新定年等条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）が基準日の前日における新定年等条例定年（基準日が施行日である場合にあっては、施行日の前日における旧定年等条例定年（旧定年等条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。））を超える職（基準日における新定年等条例定年が新定年等条例第3条本文に規定する定年である職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に新定年等条例第4条第1項若しくは第2項、改正法附則第3条第5項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新定年等条例定年（基準日が施行日である場合にあっては、施行日の前日における旧定年等条例定年）に達している職員（当該規則で定める職にあっては、規則で定める職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

5 新定年等条例第4条第3項及び第4項並びに第11条の規定は、附則第3項の規定による勤務について準用する。

6 第2条の規定による改正後のおいらせ町一般職の職員の給与に関する条例（以下「新給与条例」という。）附則第17項から第24項までの規定は、改正法附則第3条第5項又は附則第3項の規定により勤務している職員には適用しない。

（定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置）

7 任命権者は、基準日（令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新定年等条例定年相当年齢（短時間勤務の職（新定年等条例第10条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新定年等条例定年をいう。以下同じ。）が基準日の前日における新定年等条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職（基準日における新定年等条例定年相当年齢が新定年等条例第3条本文に規定する定年である短時間勤務の職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の規則で定める短時間勤務の職（以下この項において「新定年等条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。）に、基準日の前日までに新定年等条例第10条に規定する年齢60年以上退職者となった者（基準日前から新定年等条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。）のうち基準日の前日において同日における当該新定年等条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新定年等条例定年相当年齢に達している者（当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める者）を、新定年等条例第10条の規定により採用することができず、新定年等条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、同条の規定により採用された職員（以

下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)のうち基準日の前日において同日における当該新定年等条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新定年等条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員(当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める定年前再任用短時間勤務職員)を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

(定年退職者等の再任用に関する経過措置)

8 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日(以下「年齢65年到達年度の末日」という。)

までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧定年等条例定年(施行日以後に新たに設置された職及び組織の変更等により名称が変更された職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧定年等条例定年に準じた当該職に係る年齢)に達しているものを、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) 施行日前においらせ町職員の定年等に関する条例第2条の規定により退職した者

(2) 旧定年等条例第4条第1項若しくは第2項、改正法附則第3条第5項又は附則第3項の規定により勤務した後退職した者

(3) 25年以上勤続して施行日前に退職した者(前2号に掲げる者を除く。)のうち、次に掲げる者

ア 当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者

イ 当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に改正法による改正前の地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項の規定による採用又は暫定再任用(この項、次項又は附則第13項若しくは第

1 4項の規定により採用することをいう。以下同じ。)をされたことがある者(アに掲げる者を除く。)

9 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新定年等条例定年に達しているものを、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) 施行日以後においらせ町職員の定年等に関する条例第2条の規定により退職した者

(2) 施行日以後に新定年等条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者

(3) 施行日以後に新定年等条例第10条の規定により採用された者のうち、改正法による改正後の地方公務員法(以下「新地方公務員法」という。)第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者

(4) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者(前3号に掲げる者を除く。)のうち、次に掲げる者

ア 当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者

イ 当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に暫定再任用をされたことがある者(アに掲げる者を除く。)

10 前2項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の年齢65年到達年度の末日以前でなければならない。

11 前項の規定による任期の更新は、職員の当該更新直前の任期における勤務実績が良好である場合に行うことができるものとする。

- 1 2 任命権者は、附則第 10 項の規定により任期を更新する場合には、あらかじめ当該職員の同意を得なければならない。
- 1 3 任命権者は、新地方公務員法第 22 条の 4 第 4 項の規定にかかわらず、附則第 8 項各号に掲げる者のうち、年齢 65 年到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る旧定年等条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧定年等条例定年（施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあつては、当該短時間勤務の職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧定年等条例定年に準じた当該短時間勤務の職に係る年齢）をいう。）に達しているものを、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1 年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。
- 1 4 令和 14 年 3 月 31 日までの間、任命権者は、新地方公務員法第 22 条の 4 第 4 項の規定にかかわらず、附則第 9 項各号に掲げる者のうち、年齢 65 年到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新定年等条例定年相当年齢に達しているもの（新定年等条例第 10 条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1 年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。
- 1 5 前 2 項の規定により採用された職員の任期については、附則第 10 項から第 12 項までの規定を準用する。
- 1 6 改正法附則第 8 条第 3 項の条例で定める職は、次に掲げる職とす

る。

(1) 施行日以後に新たに設置された職

(2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

17 改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧定年等条例定年に準じた当該職に係る年齢とする。

18 改正法附則第4条及び第6条の規定が適用される場合における改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

(1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職

(2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

19 改正法附則第4条及び第6条の規定が適用される場合における改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が同項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧定年等条例定年に準じた同項に規定する職に係る年齢とする。

20 改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（附則第8項から第15項までの規定が適用される間における各年の4月1日（施行日を除く。）をいう。以下同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新定年等条例定年（短時間勤務の職にあつては、当該短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新定年等条例定年をいう。以下同じ。）が基準日の前日における新定年等条例定年を超える職とする。



- (1) 基準日以後に新たに設置された職（短時間勤務の職を含む。）
- (2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職（短時間勤務の職を含む。）

- 2 1 改正法附則第 8 条第 5 項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新定年等条例定年に達している者とする。
- 2 2 改正法附則第 8 条第 5 項の条例で定める職員は、附則第 2 0 項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新定年等条例定年に達している職員とする。
- 2 3 附則第 8 項又は第 9 項の規定により採用された職員の給料月額は、当該職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用されるおいらせ町一般職の職員の給与に関する条例第 4 条第 1 項の給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条例第 5 条第 2 項の規定により当該職員の属する職務の級に応じた額とする。
- 2 4 育児短時間勤務をしている附則第 8 項又は第 9 項の規定により採用された職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、おいらせ町職員の育児休業等に関する条例第 1 4 条の規定により読み替えられたおいらせ町職員の勤務時間、休暇等に関する条例第 2 条第 1 項ただし書の規定により定められた当該職員の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。
- 2 5 附則第 1 3 項又は第 1 4 項の規定により採用された職員(以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用されるおいらせ町一般職の職員の給与に関する条例第 4 条第 1 項の給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料

月額のうち、同条例第5条第2項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、第3条の規定による改正後のおいらせ町職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第2項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

26 附則第8項又は第9項の規定により採用された職員及び暫定再任用短時間勤務職員（以下「暫定再任用職員」という。）は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第14条第1項、第26条第3項の規定を適用する。

27 新給与条例第29条第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員（おいらせ町職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例（令和4年おいらせ町条例第 号）附則第26項に規定する暫定再任用職員をいう。次号において同じ。）」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。

28 おいらせ町一般職の職員の給与に関する条例第5条第3項から第10項まで、第12条、第13条及び第30条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

29 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第15条第2項及び第19条第2項並びに第3条の規定による改正後のおいらせ町職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第2項、第3条第1項ただし書及び第2項ただし書、第4条第2項、第12条第1項並びに第19条の規定を適用する。

30 附則第8項から前項までに定めるもののほか、暫定再任用職員の任用その他暫定再任用職員に関し必要な事項は、規則で定める。

(おいらせ町職員の修学部分休業に関する条例の一部改正)

3 1 おいらせ町職員の修学部分休業に関する条例（平成30年おいらせ町条例第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(おいらせ町職員の高齢者部分休業に関する条例の一部改正)

3 2 おいらせ町職員の高齢者部分休業に関する条例（平成30年おいらせ町条例第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

## 議案第 7 2 号

おいらせ町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

おいらせ町一般職の職員の給与に関する条例（平成 1 8 年おいらせ町条例第 4 3 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 4 年 1 2 月 1 日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

### 提案理由

青森県人事委員会勧告に準じて、町一般職職員の給料月額及び勤勉手当の支給割合を改めるため提案するものである。

おいらせ町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 おいらせ町一般職の職員の給与に関する条例（平成18年おいらせ町条例第43号）の一部を次のように改正する。

第29条第2項第1号中「加算した額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の90」の次に「、12月に支給する場合には100分の100」を加え、同項第2号中「勤勉手当基礎額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の42.5」の次に「、12月に支給する場合には100分の47.5」を加える。

別表第1から別表第5までを次のように改める。

別表第1（第4条関係）

行政職給料表

職員の 区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円	円	円
	1	150,100	198,500	234,400	266,000	290,700	319,200
	2	151,200	200,300	236,000	267,700	292,900	321,400
	3	152,400	202,100	237,500	269,200	295,000	323,700
	4	153,500	203,900	239,000	271,000	297,000	325,900
	5	154,600	205,400	240,300	272,700	298,800	328,100
	6	155,700	207,200	241,900	274,500	300,800	330,100
	7	156,800	209,000	243,400	276,300	302,600	332,300
	8	157,900	210,800	244,900	278,300	304,200	334,500
	9	158,900	212,400	246,000	280,200	306,100	336,400
	10	160,300	214,200	247,500	282,200	308,400	338,600
	11	161,600	216,000	249,000	284,100	310,600	340,600
12	162,900	217,800	250,300	286,000	312,900	342,800	

13	164,100	219,200	251,800	287,900	315,000	344,600
14	165,600	221,000	253,000	289,700	317,100	346,600
15	167,100	222,700	254,300	291,200	319,300	348,600
16	168,700	224,500	255,500	292,600	321,400	350,600
17	169,800	226,100	256,800	294,400	323,300	352,300
18	171,200	227,800	258,200	296,400	325,300	354,300
19	172,600	229,400	259,600	298,500	327,300	356,100
20	174,000	230,900	261,100	300,500	329,300	358,000
21	175,300	232,200	262,700	302,400	331,000	359,900
22	177,800	233,800	264,400	304,500	333,100	361,800
23	180,300	235,400	266,000	306,500	335,100	363,800
24	182,800	236,900	267,600	308,600	337,200	365,700
25	185,200	237,900	269,400	310,300	338,600	367,700
26	186,900	239,400	271,200	312,400	340,500	369,600
27	188,500	240,700	272,900	314,400	342,400	371,600
28	190,200	241,900	274,600	316,400	344,300	373,600
29	191,700	243,100	276,200	318,100	345,900	375,100
30	193,400	244,100	277,900	320,100	347,800	376,900
31	195,200	245,100	279,700	322,200	349,700	378,700
32	196,900	246,100	281,200	324,300	351,500	380,300
33	198,500	247,200	282,400	325,500	353,400	382,100
34	199,900	248,100	284,100	327,500	355,200	383,500
35	201,400	249,000	285,700	329,400	357,000	385,000
36	202,900	250,000	287,400	331,500	358,700	386,600
37	204,200	250,900	289,000	333,400	360,100	388,000
38	205,500	252,200	290,700	335,300	361,400	389,200
39	206,700	253,400	292,500	337,300	362,800	390,400

40	208,000	254,700	294,300	339,200	364,200	391,500
41	209,300	256,000	295,800	341,100	365,500	392,600
42	210,600	257,400	297,500	343,000	366,400	393,800
43	211,900	258,600	299,000	344,800	367,500	395,000
44	213,200	259,800	300,600	346,700	368,600	396,100
45	214,300	260,900	302,200	348,200	369,400	396,800
46	215,600	262,100	303,900	349,600	370,300	397,500
47	216,900	263,400	305,500	351,100	371,200	398,200
48	218,200	264,500	307,200	352,600	372,100	398,900
49	219,200	265,600	308,100	354,200	373,000	399,500
50	220,300	266,600	309,600	355,000	373,800	400,100
51	221,300	267,800	311,100	356,200	374,600	400,600
52	222,300	268,900	312,700	357,200	375,400	401,000
53	223,300	269,900	314,300	358,100	376,100	401,400
54	224,200	270,900	315,900	359,200	376,800	401,700
55	225,100	272,000	317,500	360,100	377,500	402,000
56	226,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300
57	226,300	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600
58	227,100	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900
59	227,800	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200
60	228,500	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500
61	229,200	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800
62	230,000	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100
63	230,700	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400
64	231,300	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700
65	231,900	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000
66	232,500	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300

67	233,100	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600
68	233,800	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900
69	234,500	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100
70	235,100	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400
71	235,600	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700
72	236,300	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000
73	237,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200
74	237,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500
75	238,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800
76	238,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000
77	239,300	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200
78	240,000	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500
79	240,700	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800
80	241,200	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000
81	241,700	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200
82	242,300	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500
83	242,900	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800
84	243,400	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000
85	243,900	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200
86	244,500	292,400	339,500	378,200	391,300	
87	245,100	292,700	340,000	378,600	391,600	
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800	
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000	
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300	
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600	
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800	
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000	



94	294,900	342,600	381,500
95	295,200	343,100	381,900
96	295,600	343,500	382,300
97	295,800	343,700	382,600
98	296,100	344,100	383,100
99	296,500	344,500	383,500
100	296,900	344,800	383,900
101	297,100	345,100	384,200
102	297,400	345,500	
103	297,800	345,900	
104	298,100	346,300	
105	298,300	346,800	
106	298,600	347,200	
107	299,000	347,600	
108	299,300	348,000	
109	299,500	348,500	
110	299,900	348,900	
111	300,300	349,200	
112	300,600	349,500	
113	300,800	350,000	
114	301,000		
115	301,300		
116	301,700		
117	301,900		
118	302,100		
119	302,400		
120	302,700		

	121		303,100				
	122		303,300				
	123		303,600				
	124		303,900				
	125		304,200				
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円 187,700	円 215,200	円 255,200	円 274,600	円 289,700	円 315,100

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第31条、第31条の2及び第31条の3に規定する職員を除く。

## 別表第2（第4条関係）

### 医療職給料表（1）

職員の 区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円
	1	253,600	338,400	400,400	471,700
	2	256,100	341,400	403,300	474,000
	3	258,600	344,200	405,900	476,200
	4	261,100	347,100	408,600	478,500
	5	263,300	349,800	411,000	480,700
	6	267,100	352,800	413,300	482,900
	7	270,900	355,900	415,400	485,100
	8	274,700	358,700	417,300	487,300
	9	278,300	361,100	419,500	489,300
10	282,300	363,700	422,200	491,400	

11	286,300	366,400	424,800	493,500
12	290,300	369,200	427,500	495,600
13	294,000	372,100	429,900	497,700
14	298,000	375,600	432,400	499,800
15	301,900	378,600	434,800	501,900
16	305,700	382,200	437,300	504,000
17	309,300	385,600	439,300	506,100
18	312,800	388,300	441,700	508,100
19	316,300	390,800	444,000	510,100
20	319,800	393,400	446,400	512,100
21	323,400	396,100	447,900	513,900
22	327,100	398,300	450,300	515,700
23	330,500	400,200	452,600	517,600
24	333,800	401,800	454,900	519,500
25	337,300	403,800	456,900	521,200
26	339,800	406,100	459,200	523,000
27	342,400	408,300	461,400	524,800
28	344,700	410,600	463,700	526,600
29	347,100	412,900	465,800	528,200
30	348,900	415,000	468,100	530,000
31	350,700	417,000	470,400	531,800
32	352,700	419,100	472,600	533,600
33	354,900	421,000	474,600	535,200
34	357,200	422,800	476,700	537,000
35	359,300	424,600	478,800	538,700
36	361,600	426,600	480,900	540,500
37	363,700	428,500	483,000	542,100

38	366, 100	430, 500	484, 800	543, 700
39	368, 300	432, 400	486, 600	545, 100
40	370, 300	434, 400	488, 400	546, 700
41	372, 500	436, 200	490, 100	548, 200
42	373, 500	438, 000	491, 900	549, 600
43	374, 300	439, 700	493, 700	551, 000
44	375, 000	441, 500	495, 500	552, 300
45	376, 200	443, 300	497, 100	553, 500
46	377, 600	445, 100	498, 800	554, 500
47	379, 100	446, 900	500, 600	555, 500
48	380, 600	448, 600	502, 400	556, 500
49	381, 700	450, 400	504, 000	557, 500
50	382, 700	452, 100	505, 300	558, 400
51	383, 700	453, 900	506, 600	559, 300
52	384, 500	455, 700	507, 900	560, 200
53	385, 400	457, 600	508, 900	561, 000
54	386, 300	458, 800	510, 200	561, 900
55	387, 000	460, 000	511, 500	562, 800
56	387, 900	461, 200	512, 800	563, 700
57	388, 600	462, 400	513, 800	564, 600
58	389, 500	463, 400	514, 600	565, 500
59	390, 300	464, 400	515, 400	566, 400
60	391, 100	465, 400	516, 200	567, 100
61	391, 600	466, 200	517, 100	568, 000
62	392, 100	466, 900	517, 900	568, 900
63	392, 500	467, 600	518, 800	569, 800
64	393, 000	468, 300	519, 600	570, 700

65	393, 300	469, 000	520, 500	571, 600
66		469, 700	521, 400	
67		470, 400	522, 100	
68		471, 000	523, 000	
69		471, 300	523, 900	
70		472, 000	524, 700	
71		472, 700	525, 600	
72		473, 400	526, 500	
73		473, 800	527, 300	
74		474, 400	528, 200	
75		475, 100	529, 100	
76		475, 800	529, 800	
77		476, 200	530, 600	
78		476, 800	531, 500	
79		477, 400	532, 400	
80		477, 900	533, 300	
81		478, 500	534, 100	
82		479, 000	535, 000	
83		479, 500	535, 900	
84		480, 000	536, 800	
85		480, 400	537, 600	
86		481, 000	538, 500	
87		481, 400	539, 400	
88		481, 900	540, 300	
89		482, 400	541, 100	
90		483, 000		
91		483, 600		

	92		484,000		
	93		484,500		
	94		485,100		
	95		485,700		
	96		486,300		
	97		486,800		
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円 296,200	円 338,600	円 393,000	円 466,000

備考 この表は、病院等に勤務する医師で規則で定めるものに適用する。

### 別表第3（第4条関係）

#### 医療職給料表（2）

職員の 区分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円	円
	1	155,100	191,500	226,800	252,400	282,100
	2	156,500	193,100	228,400	253,500	284,000
	3	157,900	194,700	230,000	254,700	286,100
	4	159,300	196,300	231,600	256,000	288,100
	5	160,500	197,800	233,000	257,200	290,200
	6	162,300	199,300	234,600	258,400	292,300
	7	164,000	200,900	236,100	259,500	294,200
	8	165,600	202,400	237,700	260,500	296,200
	9	167,200	204,000	238,600	261,800	298,000
10	168,900	205,700	240,000	262,500	299,900	

11	170,500	207,300	241,400	263,400	301,500
12	172,300	209,000	242,500	264,200	303,100
13	173,700	210,400	244,000	265,300	305,100
14	175,500	212,000	245,300	266,400	307,000
15	177,400	213,600	246,500	267,600	309,100
16	179,200	215,200	247,800	268,700	311,100
17	181,100	216,600	248,600	270,200	313,100
18	182,600	218,200	249,800	271,900	315,100
19	184,400	219,900	250,900	273,600	317,200
20	186,200	221,600	252,000	275,300	319,300
21	187,700	222,900	253,400	277,000	321,100
22	189,200	224,400	254,200	278,700	323,100
23	190,700	225,800	255,100	280,400	324,900
24	192,200	227,300	256,000	282,000	326,900
25	193,800	228,500	257,000	283,700	328,600
26	195,100	229,900	258,100	285,400	330,500
27	196,600	231,200	259,200	287,200	332,500
28	198,000	232,400	260,400	288,800	334,500
29	199,500	233,600	261,800	290,200	335,800
30	200,700	234,900	263,400	291,800	337,600
31	202,000	236,400	265,000	293,400	339,300
32	203,300	237,700	266,500	295,100	341,100
33	204,700	238,700	267,800	296,800	342,800
34	206,100	240,000	269,500	298,500	344,600
35	207,400	240,900	271,100	300,300	346,500
36	208,800	242,100	272,700	302,100	348,300
37	209,900	243,400	274,100	303,400	350,100

38	211, 200	244, 500	275, 600	305, 100	351, 800
39	212, 500	245, 600	277, 200	306, 600	353, 400
40	213, 800	246, 700	278, 600	308, 200	355, 100
41	214, 900	247, 800	279, 800	309, 900	356, 300
42	216, 100	248, 700	281, 200	311, 600	357, 400
43	217, 300	249, 600	282, 700	313, 200	358, 600
44	218, 500	250, 400	284, 200	314, 900	359, 800
45	219, 600	251, 500	285, 700	315, 800	361, 000
46	220, 700	252, 800	287, 400	317, 200	361, 800
47	221, 700	254, 100	289, 100	318, 700	363, 000
48	222, 700	255, 300	290, 700	320, 300	364, 100
49	223, 600	256, 800	291, 900	321, 700	365, 100
50	224, 500	258, 200	293, 500	323, 000	366, 100
51	225, 400	259, 400	294, 800	324, 200	367, 100
52	226, 300	260, 600	296, 400	325, 500	368, 100
53	226, 600	261, 600	297, 700	326, 600	368, 900
54	227, 400	262, 900	299, 200	327, 600	369, 700
55	228, 000	264, 200	300, 600	328, 700	370, 600
56	228, 800	265, 300	302, 100	329, 700	371, 500
57	229, 500	266, 100	303, 100	330, 200	372, 000
58	230, 200	267, 300	304, 300	331, 100	372, 800
59	230, 800	268, 500	305, 500	331, 900	373, 600
60	231, 400	269, 600	306, 900	332, 800	374, 400
61	232, 100	270, 500	308, 200	333, 600	374, 800
62	232, 700	271, 600	309, 400	333, 900	375, 500
63	233, 300	272, 700	310, 700	334, 500	376, 200
64	234, 000	273, 800	311, 900	335, 200	376, 900



65	234,600	274,600	313,300	335,800	377,300
66	235,300	275,700	314,100	336,500	377,900
67	236,000	276,600	314,900	337,200	378,600
68	236,700	277,700	315,700	337,900	379,200
69	237,300	278,700	316,300	338,600	379,600
70	237,900	279,700	317,000	339,100	380,100
71	238,500	280,800	317,700	339,700	380,600
72	239,000	281,900	318,300	340,300	381,100
73	239,600	282,500	319,000	340,600	381,700
74	240,300	283,200	319,200	341,200	382,200
75	241,000	283,700	319,800	341,700	382,800
76	241,500	284,500	320,400	342,300	383,400
77	241,900	285,300	321,000	342,800	383,900
78	242,400	285,900	321,500	343,300	384,400
79	242,900	286,500	322,000	343,800	384,900
80	243,200	287,100	322,500	344,200	385,400
81	243,500	287,800	323,100	344,500	385,700
82	243,800	288,300	323,600	344,800	386,200
83	244,100	288,700	324,000	345,200	386,600
84	244,400	289,100	324,500	345,500	387,000
85	244,700	289,300	325,000	346,000	387,400
86		289,500	325,400	346,300	387,900
87		289,700	325,600	346,600	388,300
88		289,900	326,000	346,900	388,700
89		290,300	326,400	347,300	389,100
90		290,500	326,800	347,600	389,600
91		290,700	327,200	348,000	390,000

	92		290,900	327,600	348,300	390,400
	93		291,300	327,900	348,700	390,800
	94		291,500	328,100	349,000	
	95		291,700	328,500	349,300	
	96		292,000	328,800	349,600	
	97		292,400	329,000	349,900	
	98		292,700	329,300	350,300	
	99		292,900	329,600	350,700	
	100		293,200	329,900	351,100	
	101		293,500	330,100	351,600	
	102		293,700	330,400	352,000	
	103		293,900	330,800	352,400	
	104		294,200	331,000	352,800	
	105		294,500	331,200	353,300	
	106			331,400		
	107			331,800		
	108			332,000		
	109			332,200		
	110			332,600		
	111			333,000		
	112			333,400		
	113			333,600		
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円 188,700	円 215,300	円 243,500	円 256,900	円 282,100

備考 この表は、薬剤師、栄養士その他の職員で規則で定めるものに適用する。

別表第4（第4条関係）

医療職給料表（3）

職員の 区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円	円
	1	169,900	197,000	243,600	265,700	288,400
	2	171,300	198,900	245,400	266,600	290,000
	3	172,800	200,900	247,200	267,500	291,600
	4	174,200	202,800	249,000	268,400	293,400
	5	175,600	204,900	250,400	268,900	295,000
	6	177,100	206,900	251,700	269,900	296,800
	7	178,600	209,100	252,800	270,600	298,500
	8	180,100	211,200	254,100	271,500	300,200
	9	181,300	213,200	254,900	272,600	301,900
	10	183,000	214,600	255,800	273,200	303,500
	11	184,600	216,000	256,700	274,200	304,800
	12	186,100	217,200	257,500	275,200	306,100
	13	187,500	218,600	258,600	276,200	307,600
	14	189,500	220,000	259,600	277,200	309,200
	15	191,500	221,500	260,400	278,200	311,000
	16	193,500	222,700	261,300	279,300	312,800
	17	195,500	224,100	261,800	280,600	314,500
	18	197,500	225,600	262,700	281,800	316,100
	19	199,500	227,100	263,500	282,800	317,800
	20	201,500	228,600	264,300	284,000	319,500
	21	203,500	229,700	265,200	285,500	320,900
22	205,400	231,400	265,900	287,100	322,400	

23	207,500	233,100	266,800	288,400	323,900
24	209,600	234,700	267,600	289,700	325,400
25	211,200	236,000	268,600	290,800	326,800
26	212,500	237,700	269,400	292,400	328,200
27	213,700	239,400	270,300	294,100	329,700
28	215,000	241,100	271,300	295,600	331,300
29	216,200	242,700	272,500	296,600	332,400
30	217,300	244,100	273,700	298,000	333,900
31	218,600	245,400	275,200	299,400	335,300
32	219,700	246,500	276,500	300,900	336,800
33	221,000	247,500	278,000	302,300	338,400
34	222,300	248,600	279,400	303,800	339,900
35	223,600	249,500	280,600	305,400	341,500
36	224,900	250,500	281,800	307,000	343,000
37	226,000	251,200	283,300	308,300	344,700
38	227,400	252,200	284,500	309,700	346,300
39	228,700	253,100	285,900	311,100	347,800
40	230,100	254,100	287,100	312,700	349,400
41	231,000	254,500	288,100	314,200	350,600
42	232,400	255,400	289,400	315,600	352,100
43	233,700	256,200	290,700	317,000	353,600
44	235,100	256,900	292,100	318,500	355,000
45	236,300	257,700	293,400	319,300	356,600
46	237,700	258,400	294,800	320,700	357,600
47	239,000	259,300	296,300	322,100	359,100
48	240,300	260,100	297,800	323,600	360,400
49	241,200	260,900	298,900	324,700	361,800

50	242,300	261,800	300,200	326,100	363,200
51	243,300	262,700	301,400	327,400	364,500
52	244,300	263,700	302,800	328,700	365,900
53	245,000	264,800	304,200	330,100	367,400
54	246,000	266,000	305,500	331,500	368,600
55	246,900	267,300	306,900	332,900	369,700
56	247,800	268,600	308,300	334,200	370,900
57	248,500	270,000	309,100	335,100	372,000
58	249,500	271,500	310,300	336,400	372,900
59	250,100	272,900	311,500	337,600	373,900
60	250,900	274,300	312,900	338,900	374,900
61	251,700	275,600	314,000	340,000	375,500
62	252,500	276,900	315,300	340,900	376,300
63	253,300	278,300	316,600	342,100	377,100
64	254,100	279,400	317,800	343,400	377,900
65	254,800	280,500	319,100	344,500	378,600
66	255,500	281,800	320,400	345,700	379,300
67	256,300	283,100	321,700	346,900	380,100
68	257,000	284,400	323,000	348,000	380,800
69	257,800	285,500	323,700	349,000	381,400
70	258,600	287,000	324,800	350,000	382,000
71	259,500	288,500	325,900	351,100	382,700
72	260,500	289,900	326,800	352,200	383,300
73	261,800	290,900	328,100	353,000	384,000
74	263,100	292,300	328,800	354,100	384,500
75	264,200	293,500	329,900	355,200	385,100
76	265,300	294,800	331,100	356,300	385,600

77	266,200	296,200	332,200	357,000	386,000
78	267,200	297,500	333,400	357,800	386,600
79	268,400	298,700	334,500	358,600	387,100
80	269,400	300,000	335,700	359,300	387,400
81	270,300	300,500	336,800	359,900	387,700
82	271,200	301,700	337,900	360,400	388,200
83	272,200	302,800	338,900	361,000	388,600
84	273,100	304,000	340,000	361,500	388,900
85	273,900	305,100	340,900	362,100	389,200
86	274,700	306,300	341,900	362,600	389,700
87	275,600	307,500	342,800	363,200	390,200
88	276,500	308,600	343,800	363,700	390,600
89	277,300	309,900	344,800	364,100	390,900
90	278,200	311,100	345,600	364,500	391,300
91	279,000	312,300	346,400	365,100	391,800
92	280,000	313,500	347,200	365,600	392,200
93	280,900	314,300	347,800	365,900	392,600
94	281,900	315,000	348,400	366,400	
95	282,800	315,700	349,100	366,800	
96	283,800	316,300	349,700	367,100	
97	284,400	317,000	350,100	367,700	
98	285,200	317,300	350,500	368,200	
99	285,800	317,900	351,000	368,700	
100	286,700	318,600	351,400	369,200	
101	287,500	319,000	351,900	369,800	
102	288,300	319,600	352,300	370,300	
103	289,100	320,200	352,800	370,800	

104	289,900	320,800	353,200	371,200
105	290,600	321,200	353,500	371,800
106	291,100	321,700	354,000	372,300
107	291,600	322,200	354,400	372,800
108	292,100	322,700	354,700	373,300
109	292,300	323,100	355,200	373,900
110	292,600	323,500	355,700	374,300
111	292,800	323,800	356,200	374,800
112	293,200	324,100	356,700	375,300
113	293,500	324,500	357,200	375,900
114	293,700	324,900	357,700	
115	294,100	325,300	358,200	
116	294,400	325,600	358,600	
117	294,700	325,800	359,000	
118	295,000	326,100	359,400	
119	295,300	326,500	359,900	
120	295,700	326,700	360,400	
121	296,000	326,900	360,800	
122	296,400	327,200	361,300	
123	296,700	327,500	361,800	
124	297,100	327,800	362,300	
125	297,300	328,000	362,600	
126	297,500	328,300		
127	297,800	328,700		
128	298,200	328,900		
129	298,400	329,100		
130	298,700	329,300		

131	299, 100	329, 700
132	299, 500	329, 900
133	299, 700	330, 200
134	300, 000	330, 600
135	300, 400	331, 000
136	300, 700	331, 400
137	300, 900	331, 700
138	301, 200	332, 100
139	301, 600	332, 500
140	301, 900	332, 900
141	302, 100	333, 200
142	302, 500	333, 600
143	302, 900	333, 900
144	303, 200	334, 300
145	303, 400	334, 600
146	303, 600	335, 000
147	303, 900	335, 400
148	304, 300	335, 800
149	304, 500	336, 100
150	304, 700	336, 500
151	305, 000	336, 900
152	305, 300	337, 300
153	305, 700	337, 600
154	305, 900	
155	306, 100	
156	306, 400	
157	306, 700	



	158	307,000				
	159	307,300				
	160	307,600				
	161	308,000				
	162	308,300				
	163	308,600				
	164	308,900				
	165	309,300				
	166	309,600				
	167	309,900				
	168	310,200				
	169	310,600				
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円 235,100	円 255,400	円 262,600	円 272,800	円 289,100

備考 この表は、保健師、看護師、准看護師その他の職員で規則で定めるものに適用する。

## 別表第5（第4条関係）

### 教育職給料表

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円
	1	164,400	180,200	296,000	406,700
	2	165,900	182,300	298,600	408,200
	3	167,400	184,400	301,400	409,700
	4	168,900	186,600	303,800	411,200

5	170,500	188,600	306,300	412,600
6	172,400	190,600	308,400	414,000
7	174,200	192,700	310,700	415,500
8	176,000	194,800	312,800	417,100
9	177,700	197,000	314,900	418,500
10	179,800	199,600	317,200	419,900
11	181,800	202,200	319,600	421,300
12	183,700	204,800	322,100	422,600
13	185,600	207,400	324,500	423,900
14	187,700	209,100	326,400	425,300
15	189,800	210,700	328,300	426,700
16	191,900	212,400	330,400	428,100
17	194,100	214,200	332,200	429,300
18	196,400	215,800	334,400	430,600
19	198,900	217,500	336,500	431,800
20	201,200	219,100	338,500	433,100
21	203,600	220,900	340,600	434,200
22	205,200	222,800	342,400	435,400
23	206,900	224,700	344,200	436,700
24	208,600	226,600	345,800	438,000
25	210,100	228,100	347,500	439,300
26	211,500	230,100	349,300	440,500
27	213,100	232,100	351,200	441,500
28	214,600	234,100	353,100	442,600
29	216,300	235,900	354,900	443,800
30	218,000	238,600	356,700	444,600
31	219,700	241,300	358,400	445,400

32	221, 400	244, 000	360, 300	446, 300
33	222, 700	246, 600	361, 600	447, 200
34	224, 400	249, 400	363, 300	447, 700
35	226, 100	252, 000	364, 800	448, 200
36	227, 700	254, 700	366, 600	448, 700
37	229, 100	257, 000	368, 500	449, 200
38	230, 800	259, 400	370, 000	
39	232, 500	261, 900	371, 300	
40	234, 200	264, 100	372, 900	
41	235, 800	266, 600	374, 000	
42	237, 500	268, 900	375, 400	
43	239, 100	271, 100	376, 800	
44	240, 700	273, 200	378, 300	
45	242, 300	275, 300	379, 700	
46	243, 800	277, 500	381, 300	
47	245, 100	279, 600	382, 900	
48	246, 400	281, 500	384, 400	
49	247, 500	283, 800	385, 800	
50	248, 800	285, 500	387, 300	
51	250, 200	287, 400	388, 800	
52	251, 300	289, 200	390, 200	
53	252, 400	290, 600	391, 400	
54	253, 800	292, 700	392, 700	
55	254, 800	294, 700	393, 800	
56	255, 800	296, 900	394, 900	
57	257, 000	298, 900	396, 300	
58	258, 000	301, 300	397, 500	

59	259, 100	303, 500	398, 700
60	260, 100	306, 100	400, 000
61	261, 300	308, 300	401, 200
62	262, 000	310, 700	402, 200
63	262, 900	313, 000	403, 600
64	263, 500	315, 200	404, 900
65	264, 500	317, 300	406, 100
66	265, 900	319, 100	407, 200
67	267, 000	320, 700	408, 400
68	268, 300	322, 300	409, 500
69	269, 800	324, 200	410, 500
70	271, 300	326, 300	411, 700
71	272, 600	328, 400	412, 900
72	274, 000	330, 400	414, 100
73	274, 800	332, 500	414, 700
74	275, 800	334, 600	415, 500
75	277, 000	336, 800	416, 200
76	278, 000	339, 000	416, 700
77	279, 200	340, 700	417, 000
78	280, 200	342, 600	417, 400
79	281, 400	344, 300	417, 800
80	282, 300	346, 100	418, 200
81	283, 500	347, 900	418, 500
82	284, 300	349, 700	418, 900
83	285, 300	351, 100	419, 300
84	286, 300	352, 900	419, 600
85	287, 200	354, 100	419, 900

86	288, 100	355, 700	420, 300
87	288, 800	357, 200	420, 700
88	289, 800	358, 700	421, 000
89	290, 800	360, 000	421, 300
90	291, 700	361, 300	421, 600
91	292, 600	362, 700	421, 900
92	293, 400	364, 100	422, 100
93	293, 700	365, 600	422, 300
94	294, 400	366, 900	
95	295, 100	368, 200	
96	295, 900	369, 400	
97	296, 700	370, 400	
98	297, 500	371, 400	
99	298, 300	372, 400	
100	299, 000	373, 400	
101	299, 900	374, 300	
102	300, 400	375, 300	
103	300, 900	376, 300	
104	301, 400	377, 300	
105	301, 600	378, 100	
106	302, 000	379, 000	
107	302, 300	379, 900	
108	302, 500	380, 900	
109	302, 700	381, 700	
110	302, 900	382, 700	
111	303, 200	383, 700	
112	303, 500	384, 700	

113	303,700	385,300
114	303,900	386,200
115	304,100	387,100
116	304,400	388,000
117	304,700	388,800
118	305,000	389,500
119	305,300	390,300
120	305,600	391,100
121	305,800	391,700
122	306,000	392,500
123	306,200	393,200
124	306,500	393,900
125	306,800	394,500
126		395,200
127		395,700
128		396,300
129		397,000
130		397,600
131		398,100
132		398,600
133		398,900
134		399,200
135		399,500
136		399,800
137		400,100
138		400,400
139		400,700

	140		401,000		
	141		401,300		
	142		401,600		
	143		401,900		
	144		402,200		
	145		402,400		
	146		402,700		
	147		403,000		
	148		403,200		
	149		403,400		
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円 225,200	円 271,100	円 324,400	円 405,200

備考

- (1) この表は、教育委員会に勤務する職員で市町村立の小学校又は中学校の校長、教頭又は教諭から任命されたものに適用する。
- (2) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

第2条 おいらせ町一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第29条第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の90、12月に支給する場合には100分の100」を「100分の95」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の42.5、12月に支給する場合には100分の47.5」を「100分の45」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後のおいらせ町一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定は、令和4年4月1日から適用する。

(令和4年4月1日以前の異動者の号給の調整)

- 3 令和4年4月1日前に職務の級を異にして異動した職員及び町長の定めるこれに準ずる職員の同日における号給については、その者が同日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、町長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

- 4 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前のおいらせ町一般職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

- 5 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。



## 議案第 7 3 号

おいらせ町特別職の職員の給料等に関する条例の一部を改正する  
条例について

おいらせ町特別職の職員の給料等に関する条例（平成 1 8 年おいらせ  
町条例第 4 1 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 4 年 1 2 月 1 日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

### 提案理由

青森県人事委員会勧告に準じて行う町一般職職員の勤勉手当支給割合の改定に鑑みて、町長、副町長及び教育長の期末手当の支給割合を改めるため提案するものである。

おいらせ町特別職の職員の給料等に関する条例の一部を改正する  
条例

第1条 おいらせ町特別職の職員の給料等に関する条例（平成18年おいらせ町条例第41号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「100分の157.5」を「100分の167.5」に改める。

第2条 おいらせ町特別職の職員の給料等に関する条例の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「100分の167.5」を「100分の162.5」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後のおいらせ町特別職の職員の給料等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和4年12月1日から適用する。

（給与の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前のおいらせ町特別職の職員の給料等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

## 議案第 7 4 号

おいらせ町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

おいらせ町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成 1 8 年おいらせ町条例第 3 7 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 4 年 1 2 月 1 日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

### 提案理由

町特別職の期末手当支給割合の改定に準じて、町議会議員の期末手当の支給割合を改めるため提案するものである。

おいらせ町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 おいらせ町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成18年おいらせ町条例第37号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の157.5」を「100分の167.5」に改める。

第2条 おいらせ町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の167.5」を「100分の162.5」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後のおいらせ町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和4年12月1日から適用する。

（給与の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前のおいらせ町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

## 議案第 75 号

おいらせ町下水道条例の一部を改正する条例について

おいらせ町下水道条例（平成 18 年おいらせ町条例第 138 号）の  
一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 4 年 12 月 1 日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

### 提案理由

下水道サービスの安定的な提供と利用者負担の適正化及び公平性を図り、下水道事業の持続可能な健全経営を目的とし、下水道使用料の改定を行うため提案するものである。

おいらせ町下水道条例の一部を改正する条例

おいらせ町下水道条例（平成18年おいらせ町条例第138号）の一部を次のように改正する。

第17条中「次の表」を「別表」に改め、同条の表を削り、同条に次の1項を加える。

2 使用料は、別に定める使用水量を超過した場合は、減額するものとする。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第17条関係）

区分	基本使用料（1箇月につき）		超過使用料（1立方メートルにつき）	
	基本水量	金額	超過水量	金額
一般汚水	5立方メートルまで	1,100円	5立方メートルを超え10立方メートルまで	135円
			10立方メートルを超え20立方メートルまで	146円
			20立方メートルを超え30立方メートルまで	165円
			30立方メートルを超え40立方メートルまで	176円

			トルまで	
			40立方メートルを超え	182円
			50立方メートルまで	
			50立方メートルを超え	192円
			80立方メートルまで	
			80立方メートルを超え	202円
			100立方メートルまで	
			100立方メートルを超え	215円
			150立方メートルまで	
			150立方メートルを超え	232円
			200立方メートルまで	
			200立方メートルを超える分	255円
公衆浴場・プール汚水	10立方メートルまで	900円	10立方メートルを超え る分	20円

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

### (経過措置)

- 2 改正後のおいらせ町下水道条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の公共下水道の使用に係る使用料について適用し、施行日の前日までの公共下水道の使用に係る使用料については、なお従前の例による。



## 議案第76号

おいらせ町公民館条例の一部を改正する条例について

おいらせ町公民館条例（平成18年おいらせ町条例第86号）の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和4年12月1日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

### 提案理由

町立中央公民館に冷暖房設備を設置したことに伴い、その使用料について所要の改正を行うため提案するものである。

おいらせ町公民館条例の一部を改正する条例

おいらせ町公民館条例（平成18年おいらせ町条例第86号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「暖房料」を「冷暖房料」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 議案第 77 号

おいらせ町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

おいらせ町病院事業の設置等に関する条例（平成 18 年おいらせ町条例第 147 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 4 年 12 月 1 日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

### 提案理由

おいらせ病院において介護保険法に規定する指定居宅サービス事業及び指定介護予防サービス事業を行うため、提案するものである。

おいらせ町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例  
おいらせ町病院事業の設置等に関する条例（平成18年おいらせ町条  
例第147号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の1項を加える。

- 4 介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する指定居宅サービス事業及び指定介護予防サービス事業を行う。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第3条第4項の規定は、令和4年11月1日から適用する。

## 議案第78号

おいらせ町みなくる館・おいらせ町立図書館・大山将棋記念館の  
指定管理者の指定について

下記のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和  
22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決  
を求める。

### 記

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称  
おいらせ町みなくる館・おいらせ町立図書館・大山将棋記念館
- 2 指定管理者となる団体  
所在地：東京都文京区大塚三丁目1番1号  
名 称：株式会社図書館流通センター
- 3 指定の期間  
令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

令和4年12月1日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

### 提案理由

公の施設の指定管理者を指定するため、指定管理者に管理を行わせよ  
うとする施設の名称、指定管理者となる団体の名称及び指定の期間につ  
いて、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものであ  
る。

## 議案第79号

上十三・十和田湖広域定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定の締結について

十和田市及び三沢市との間において、別紙のとおり定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定を締結することについて議会の議決を求める。

令和4年12月1日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

### 提案理由

おいらせ町議会の議決すべき事件を定める条例（平成21年おいらせ町条例第1号）第2条第1項の規定により、十和田市及び三沢市との間において締結した定住自立圏の形成に関する協定について、男女共同参画及びデジタル化に関する取組を追加するため提案するものである。

## 定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定書

十和田市及び三沢市（以下「甲」という。）とおいらせ町（以下「乙」という。）は、平成24年10月4日に締結した定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定を次のとおり締結する。

別表第2に次のように加える。

### (5) 男女共同参画

取組内容	甲の役割	乙の役割
男女共同参画社会の形成を推進する取組を連携して行う。	乙と連携して、男女共同参画に関する取組を中心的に行う。	甲と連携して、男女共同参画に関する取組を行う。

別表第3に次のように加える。

### (2) デジタル化

取組内容	甲の役割	乙の役割
デジタル化推進体制の充実を図るため、情報システムに関する調査・研究を行う。	ア デジタル化推進体制の充実に向けて連絡調整を行う。 イ 乙と連携して、情報システムに関する課題等について意見交換等を行う。	ア デジタル化推進体制の充実に向けて情報を提供する。 イ 甲と連携して、情報システムに関する課題等について意見交換等を行う。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自1通を保有する。

年 月 日

甲 青森県十和田市西十二番町6番1号  
十和田市  
十和田市長 小山田 久

青森県三沢市桜町一丁目1番38号  
三沢市  
三沢市長 小檜山 吉 紀

乙 青森県上北郡おいらせ町中下田135番地2  
おいらせ町  
おいらせ町長 成 田 隆



## 議案第 80 号

令和 4 年度おいらせ町一般会計補正予算（第 5 号）について

令和 4 年度おいらせ町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 475,196 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 11,886,834 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の追加は、「第 3 表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 地方債の変更及び廃止は、「第 4 表地方債補正」による。

令和 4 年 12 月 1 日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
11 地方交付税		3,536,009	9,970	3,545,979
	1 地方交付税	3,536,009	9,970	3,545,979
13 分担金及び負担金		24,176	852	25,028
	2 負担金	18,626	852	19,478
14 使用料及び手数料		79,973	150	80,123
	1 使用料	65,175	150	65,325
15 国庫支出金		1,998,399	166,198	2,164,597
	1 国庫負担金	1,415,799	15,273	1,431,072
	2 国庫補助金	577,163	150,925	728,088
16 県支出金		1,406,253	121,848	1,528,101
	1 県負担金	684,484	6,213	690,697
	2 県補助金	661,711	115,635	777,346
17 財産収入		21,178	243	21,421
	1 財産運用収入	13,400	243	13,643
18 寄附金		18,002	5	18,007
	1 寄附金	18,002	5	18,007
19 繰入金		439,069	155,209	594,278
	2 基金繰入金	428,231	155,209	583,440
21 諸収入		93,742	△5,779	87,963
	5 雑入	84,008	△5,779	78,229

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
22 町債		356,084	26,500	382,584
	1 町債	356,084	26,500	382,584
歳入	合計	11,411,638	475,196	11,886,834

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		115,040	△3,468	111,572
	1 議会費	115,040	△3,468	111,572
2 総務費		1,294,200	176,584	1,470,784
	1 総務管理費	583,689	11,575	595,264
	2 企画費	396,662	154,891	551,553
	3 徴税費	155,841	3,925	159,766
	4 戸籍住民登録費	136,947	1,180	138,127
	5 選挙費	19,272	5,013	24,285
3 民生費		4,091,605	207,948	4,299,553
	1 社会福祉費	1,895,571	146,809	2,042,380
	2 児童福祉費	2,196,012	61,139	2,257,151
4 衛生費		943,719	36,285	980,004
	1 保健衛生費	528,463	25,699	554,162
	2 清掃費	252,388	2,563	254,951
	4 病院費	162,240	8,023	170,263
5 労働費		492	0	492
	1 労働諸費	492	0	492
6 農林水産業費		371,339	4,849	376,188
	1 農業費	352,457	5,084	357,541
	2 林業費	4,454	△238	4,216

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	3 水産業費	14,428	3	14,431
7 商工費		159,154	△7,852	151,302
	1 商工費	159,154	△7,852	151,302
8 土木費		1,365,414	10,650	1,376,064
	1 土木管理費	83,830	1,344	85,174
	2 道路橋りょう費	549,850	2,509	552,359
	3 都市計画費	724,502	3,167	727,669
	4 住宅費	7,232	3,630	10,862
9 消防費		438,377	969	439,346
	1 消防費	438,377	969	439,346
10 教育費		1,522,008	49,231	1,571,239
	1 教育総務費	177,623	815	178,438
	2 小学校費	620,570	13,148	633,718
	3 中学校費	138,683	9,763	148,446
	4 社会教育費	213,562	4,966	218,528
	5 保健体育費	371,570	20,539	392,109
11 災害復旧費		12,563	0	12,563
	1 公共土木施設災害復旧費	9,010	0	9,010
12 公債費		1,057,727	0	1,057,727
	1 公債費	1,057,727	0	1,057,727

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
歳	出	11,411,638	475,196	11,886,834
合	計			

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
8 土木費	2 道路橋りょう費	除雪用車両購入事業	千円 36,495

### 第3表 債務負担行為補正

追加

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
議会広報印刷製本業務委託料	令和5年度	1,984
広報おいらせ編集及び印刷製本業務委託料	令和5年度	9,603
財務書類作成支援等業務委託料	令和5年度	2,090
町税関係帳票等印刷製本業務委託料	令和5年度	3,071
納税通知書関係印刷製本業務委託料	令和5年度	10,534
町道維持補修工事費	令和5年度	69,000
防災行政無線戸別受信機設置等業務委託料	令和5年度	1,665



## 第4表 地方債補正

追 加

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
除雪用車両購入事業	千円 26,500	証書借入	年3.5%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる場合、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

## 議案第 8 1 号

令和 4 年度おいらせ町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）  
について

令和 4 年度おいらせ町の国民健康保険特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 1, 5 0 7 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2, 3 1 9, 4 0 2 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 4 年 1 2 月 1 日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 繰入金		232,795	11,507	244,302
	1 一般会計繰入金	224,691	11,507	236,198
歳入	合計	2,307,895	11,507	2,319,402

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		49,541	266	49,807
	1 総務管理費	41,926	266	42,192
	2 徴税費	7,291	0	7,291
2 保険給付費		1,498,189	1,803	1,499,992
	4 出産育児一時金	6,286	1,692	7,978
	6 傷病手当金	100	111	211
5 保健事業費		36,656	325	36,981
	3 特別総合保健施設事業費	2,756	325	3,081
6 基金積立金		9,419	4,603	14,022
	1 基金積立金	9,419	4,603	14,022
7 諸支出金		17,987	4,510	22,497
	1 償還金及び還付加算金	14,792	4,510	19,302
歳 出	合 計	2,307,895	11,507	2,319,402

## 議案第 8 2 号

令和 4 年度おいらせ町公共下水道事業特別会計補正予算(第 3 号)  
について

令和 4 年度おいらせ町の公共下水道事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2, 7 7 3 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1, 0 6 2, 4 1 2 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 4 年 1 2 月 1 日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金		636,988	2,773	639,761
	1 一般会計繰入金	636,988	2,773	639,761
歳入	合計	1,059,639	2,773	1,062,412

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		233,240	1,157	234,397
	1 総務管理費	233,240	1,157	234,397
2 事業費		109,672	125	109,797
	1 建設事業費	109,672	125	109,797
5 災害復旧費		0	1,491	1,491
	1 災害復旧費	0	1,491	1,491
歳 出	合 計	1,059,639	2,773	1,062,412

## 議案第 8 3 号

令和 4 年度おいらせ町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）について

令和 4 年度おいらせ町の農業集落排水事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2, 7 5 3 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 9 6, 3 5 5 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表地方債補正」による。

令和 4 年 1 2 月 1 日 提出

おいらせ町長 成 田 隆



第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6 繰入金		72,586	2,453	75,039
	1 一般会計繰入金	72,586	2,453	75,039
9 町債		113,500	300	113,800
	1 町債	113,500	300	113,800
歳入	合計	293,602	2,753	296,355

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		54,981	2,383	57,364
	1 総務管理費	54,981	2,383	57,364
2 事業費		160,788	352	161,140
	1 建設事業費	160,788	352	161,140
3 公債費		76,833	18	76,851
	1 公債費	76,833	18	76,851
歳 出	合 計	293,602	2,753	296,355

第2表 地方債補正

変更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額 千円	起債の方法	利率	償還の方法	限度額 千円	起債の方法	利率	償還の方法
農業集落排水事業債	88,700	証書借入	年3.5%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる場合、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えることができる。	89,000	証書借入	年3.5%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる場合、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えることができる。

## 議案第 8 4 号

令和 4 年度おいらせ町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について

令和 4 年度おいらせ町の介護保険特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 8 3 7 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2, 4 8 2, 6 4 3 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 4 年 1 2 月 1 日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金		505,405	897	506,302
	2 国庫補助金	102,512	897	103,409
5 県支出金		318,579	118	318,697
	2 県補助金	12,755	118	12,873
7 繰入金		419,845	△178	419,667
	1 一般会計繰入金	419,845	△178	419,667
歳入	合計	2,481,806	837	2,482,643

# 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		159,934	△296	159,638
	1 総務管理費	144,877	△296	144,581
3 地域支援事業費		96,394	613	97,007
	1 介護予防・生活支援サービス事業費	55,423	0	55,423
	2 一般介護予防事業費	18,390	0	18,390
	3 包括的支援事業・任意事業費	11,863	613	12,476
4 基金積立金		44,378	520	44,898
	1 基金積立金	44,378	520	44,898
歳 出	合 計	2,481,806	837	2,482,643

## 議案第 85 号

令和 4 年度おいらせ町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 2 号)  
について

令和 4 年度おいらせ町の後期高齢者医療特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 333 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 257,378 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 4 年 12 月 1 日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金		74,558	333	74,891
	1 一般会計繰入金	74,558	333	74,891
歳入	合計	257,045	333	257,378



歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		2,005	333	2,338
	1 総務管理費	417	333	750
歳 出 合 計		257,045	333	257,378

## 議案第 86 号

令和 4 年度おいらせ町病院事業会計補正予算（第 3 号）について

第 1 条 令和 4 年度おいらせ町病院事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

第 2 条 令和 4 年度おいらせ町病院事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	収 入		
第 1 款 事業収益	1,002,436 千円	6,669 千円	1,009,105 千円
第 2 項 医業外収益	119,381 千円	6,669 千円	126,050 千円
	支 出		
第 1 款 事業費用	1,002,436 千円	6,669 千円	1,009,105 千円
第 1 項 医業費用	994,142 千円	6,669 千円	1,000,811 千円

第 3 条 予算第 4 条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 15,510 千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 15,580 千円」に、「当年度分損益勘定留保資金 15,510 千円」を「当年度分損益勘定留保資金 15,580 千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	収 入		
第 1 款 資本的収入	159,331 千円	700 千円	160,031 千円
第 1 項 企業債	102,800 千円	700 千円	103,500 千円

		支 出		
第1款	資本的支出	174,841千円	770千円	175,611千円
第1項	建設改良費	145,881千円	770千円	146,651千円

第4条 予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
(1) 職員給与費	556,943千円	△4,755千円	552,188千円

第5条 予算第5条に定めた企業債を次のように改める。

補 正 前				
起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
医療器械 購入事業	千円 102,800	普通貸借又 は証書借入	% 3.5以 内	借入先の融資条件による。た だし、企業財政その他の都合 により繰上償還又は低利に 借り換えることができる。

補 正 後				
起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
医療器械 購入事業	千円 103,500	普通貸借又 は証書借入	% 3.5以 内	借入先の融資条件による。た だし、企業財政その他の都合 により繰上償還又は低利に 借り換えることができる。

令和 4 年 1 2 月 1 日 提出

おいらせ町長 成 田 隆